## 可 說 卷十三

伊藤仙右衞門女、父の仇を討つ 東箍召仕候下女 ニ十九歳しゆん

同八月朔日より 右下女寅三月より相勤、同五月暇を願、 新御番衆明神之下佐多彦九郎殿 致浪人候。 王寅也。

四百五十石

付、承候へば下女申候は、 申候は、 候。酒を飲被申候間、酒の上には色々咄ども被致候。 出て咄被申候。中々わるいぢ成人にて、無理ばかり被申 てにぎやか成咄し有之候。 右彦九郎殿へ相濟致奉公候處、 被参候て咄被申候。六十許の人にて、折々御茶の間 引込部屋にて致養生候。然處に同五日夕、茶の間に おとな殿へも近付に可罷成候間、 皆々へ御振廻可被下候。私も病中ながら少の内も 私も皆々傍輩衆へ明夕酒を振舞申度候。乍慮外酒 のらおとなと申候。無理人に候由咄申候間、しゆん 御家のおとな藤代勘左衞門殿と しゆん部屋へ傍輩の下女参候に 同三日よりねぶとを煩痛强 賴申由申候間 私ど

下女へ賴候。

慕いたし、色々申通候へども無同心、却て後々は仙右衞門 段々立身もいたし候處、年若き時分故ふと仙右衛門妻に戀 女房見候て抱き候小娘を捨て、 衛門見付候て是はと存じ、直に仙右衛門を打て立退申候。 ては娘共に切候間、不便の心出で、しばし 申と存候處、其節二歳に成候娘を抱き臥居候間、只今打候 ど如何と存じ、 へも爲知可申様子に相見え候間、 と申人有之。我等に殊の外念頃にて、右仙右衞門取持にて、 事故咄し候ても不苦候。其節伊豆守様にて、伊藤仙右衞門 御浪人被成候哉と、 に致浪人候て、只今此通に候由申候間、何とて伊豆守様は 迄も勤候はど、 申候は、我等は若き時分は、 申候。しゆんも罷出近付に成、段々咄懸尋候へば、勘左衙門 々出合。尤勘左衛門も罷出、酒も心能く給べ候間、例の通咄 六日晩たれん 知行の主にも可能成所に、二十七八年以前 切殺可申と心懸、 しゆん色々と咄かけ尋候へば、年久敷 6 しゆん傍輩衆へ酒振廻申由にて皆 松平伊豆守様に相勤申候。此節 仙右衛門指候脇刺をぬ 時節を見計ひ忍び入打可 **兎角右の女房を助置候は** 時刻移候處、 き,

急に事を仕候ては如何と存じ、 衆候。其故直に御領分河越を、 て部舎へ入、 り數年心懸候親の仇、只今見出候事大き成悦に候へども、 て候。 我等を追かけ候。見むき候處を我等額に切付候。 我等構不申立退候。女之事故とげて追かけ候事も成 夜中眼も合不申、 立退候由咄申候。しゆん承 色々致思案申候。 痛も御座候間引込候由申候 則此疵に

て見懸被賴候事故、是非に不及候。何にても候へ、被賴可 只今とくと承度候。 の外重き事に候。申出候ては、いやと御申ならぬ事に候間、 **賴度事候旨申候へば、心得候旨申候。此上賴申候事は、殊** 宿迄御もち可給候由賴候へば、心得候由申候。此上に又々 さがり致養生候。乍慮外駕籠を御かり可給候。又我等挾箱、 右鐵兵衞にしゆん申候は、私事ねぶと痛つよく候間、宿へ 由申候に付、しゆん申候は、左様に候はど御咄可申候。我 同七日の朝、 松平伊豆守様にて伊藤仙右衞門と申者にて、河越 重く候共命を捨申より外は有之間敷候。女の身に 二十八年以前六月 傍輩の仲間に鐵兵衞と申もの有之に付、 其元は賴母敷人と見受候故、 十三日に、 **爰元に勤被申候** 賴度由申

月づつ奉公相勤、 せい恰好書付の様成人を尋ね、十六歳より當年迄、 存じ、母の書置申書付を能々見候て、年頃又は向に疵有之、 角江戸にて尋候へと申聞候。十六歳の時初てかたき有之事 候。最早我等も相果候得共、 何とぞ女ながら心がけ候へ。 方七歳にて相果被申候へば、 ながら何とぞ打候様にと、くれん~申置候へ共、養母も共 指申候脇刺一腰、養母へ預置。成人の以後親のかたき、 は親のかたき有之候。則實母書付にいたし候。親仙右衞門 すでに相果候節に罷成、 に候。右の所へ参り十六蔵迄居候處、又々右をば煩付、 相果候て、 親類有之、 同九月八日に相果候。我等二歳に候間、 候。我等二歳の時に候。實母は右の事思ひの種にいたし、 おとな藤代勘左衛門、 江戸中 御大名様・御族本方々に、或は二三ヶ月・四五ケ 彌孤子と成候て、養母の妹我等爲には養方伯母 養子に遺候處、七歳に成候時、右の養父母ともに 心がけ候へ共尋合不申候處、 其節の名は大西助四郎 枕もとへ私を呼申聞候は、 かたきは江戸に居可申候。鬼 共方十六歳に成候故申聞候。 可申達様なし。我等に被申置 河越の近所に遠き と申者 當朔日より 十四年 共方事 に被打 女